



①の支払期日は納品日から六〇日以内

②の書類保存期間は二年間、

③の延滞利息は年率一四・六%と

されています。今回の場合、A

社の作成した契約内容は、下請法

の禁止行為のうち「下請代金の支

払遅延の禁止（第四条第一項）」

に違反することが明らかと考えら

れますし、そもそも発注前に契約

書を取り交わすなど、取引の内容

を明確にしていなかった点も、法

律上問題がある点です。場合によ

り、公正取引委員会から厳しい取

締りを受けかねない事態であると

考えられます。下請法上、親事業

者が、たとえば以下のような行為

をすることは禁止されています。

①受領拒否、不当返品

②下請業者に落ち度がない

のに、発注した物品や作成物

の受取を拒否したり、不

当に返品したりすること。

③下請代金の減額

④買いたたき

⑤報復措置

⑥購入強制・役務の利用強制

⑦有償支給原材料等の対価の早期

決済

的に定めること。

⑤報復措置

親事業者の違反行為を公正

取引委員会や中小企業庁に知

らせたことを理由として、下

請事業者に不当な扱いをする

⑥購入強制・役務の利用強制

正当な理由がないのに、親

事業者が指定する製品、原材

料、保険、リース等の利用を

強制すること。

⑦有償支給原材料等の対価の早期

決済

親事業者が供給する原材料

等を使って下請業者が製造を

行う場合、下請業者には落ち

度がなく、下請代金の支

払日より前に、原材料等の

対価を支払わせること。

増田 具体的にどのような取引に

関して、そのような行為が禁止さ

れているのでしょうか。

宮下 下請法が規制の対象として

いる取引には、製造委託、修理委

託、情報成果物作成委託、役務提

供委託という四つの類型がありま

す。

「製造委託」は物品の販売や製造

どの構築物は対象外です。

また、「修理委託」は、物品の

修理を請け負っている業者が他の

事業者による修理を委託する取引

です。

「情報成果物作成委託」は、ソフ

トウェア、映像コンテンツ、各種

デザインなど、情報成果物の提供

や作成を営む事業者が、他の事業

者にその作成事業を委託する取引

です。ゲームソフトや会計ソフト

の制作、CM、テレビ番組、映画

の制作、増田さんの会社がやって

おられるような設計図の作成、雑

誌広告や報告書作成などの委託が

これに該当します。

「役務提供委託」は、運送やビル

メンテナンス業、コールセンタ

などの顧客サポート業など、各種

サービスの提供を営む事業者が、

請け負った役務を他の会社に委託

する取引です。但し、建設業が行

う建設工事は、この類型には含ま

れません。

増田 私たちが受注した建築図面

の作成の場合、建設工事に関する

請負契約にはならないのですか？

宮下 増田さんの取引は、家屋な

委託」になりますね。

増田 なるほど。よくわかりまし

た。今後、契約書の内容について

A社に異議を申し立ててみるべき

でしょうか。

宮下 今回の件は明らかに下請法

違反の行為です。泣き寝入りする

ことなく、毅然とした立場で、ま

ずはA社の担当者と話し合われて

みてはどうでしょうか。最近では

公正取引委員会の取り締まりも厳

しくなってきたので、それ

なりの効果を期待できますように思

います。

その上

で、納品後

六〇日以内

の支払をし

てもらえる

よう、契約

書の見直し

をすべきで

しょう。

増田 わかり

ました。公

正取引委員

会に連絡す

るのはその

<プロフィール> 東京大学卒業後、警察庁入庁。同庁退職後、司法
修習を修了し、弁護士登録。友常木村見富法律事務所へ勤務、シカゴ
大学ロースクールへ留学。2004年3月よりTMI総合法律事務所へ
パートナーとして参画。取扱分野は、一般企業法務、国際企業取引、
企業合併・買収（M&A）、広報法務リスクマネジメント、労働関
係、倒産処理/企業再建、紛争解決など多岐にわたる。第一東京弁護
士会所属、ニューヨーク州弁護士資格保有。